

# 児童虐待防止対策について

平成26年8月29日(金)



# I 児童虐待の動向について

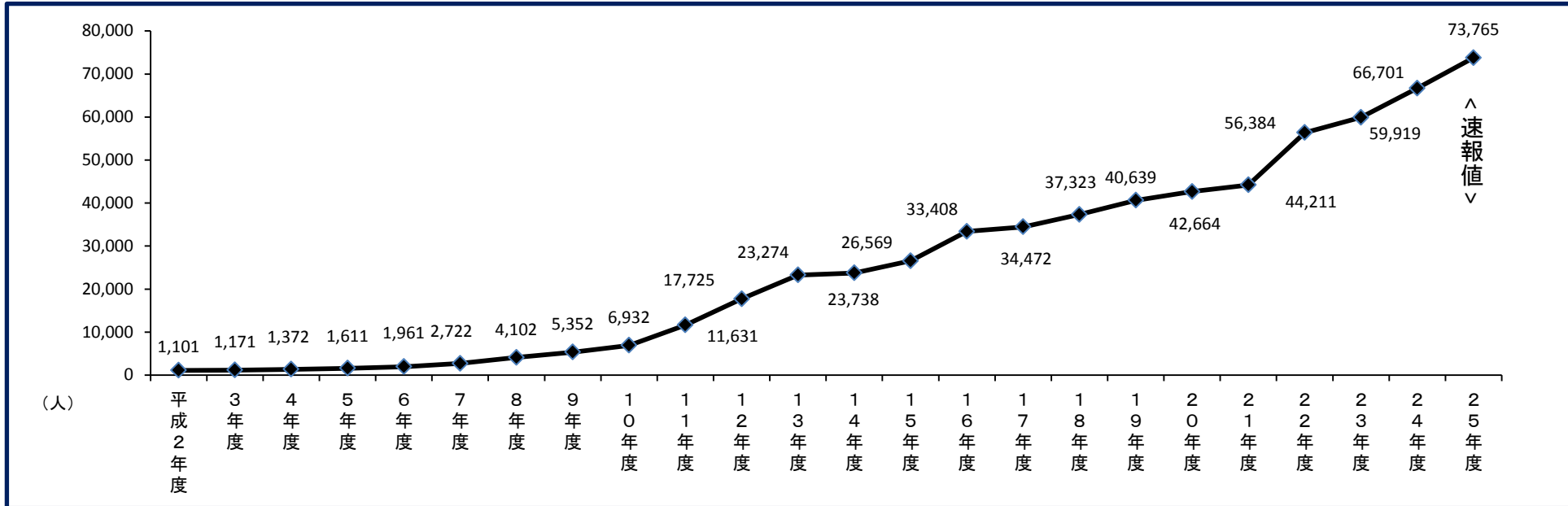
## 1 児童相談所における児童虐待の相談対応件数

平成25年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数は、**73,765件**（速報値）

### ● 推移

| 年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度<br>（速報値） |
|----|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| 件数 | 44,211 | 56,384 | 59,919 | 66,701 | 73,765          |

※ 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。



## ● 児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

平成24年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣知人が多くなっている。

|      | 家族<br>親戚       | 近隣<br>知人        | 児童<br>本人    | 福祉<br>事務所等     | 保健所         | 医療<br>機関      | 児童福祉<br>施設    | 警察等             | 学校等            | その他            | 総<br>数           |
|------|----------------|-----------------|-------------|----------------|-------------|---------------|---------------|-----------------|----------------|----------------|------------------|
| 22年度 | 8,908<br>(16%) | 12,175<br>(22%) | 696<br>(1%) | 7,202<br>(13%) | 155<br>(0%) | 2,116<br>(4%) | 1,584<br>(3%) | 9,135<br>(16%)  | 5,667<br>(10%) | 8,746<br>(16%) | 56,384<br>(100%) |
| 23年度 | 8,949<br>(14%) | 12,813<br>(21%) | 741<br>(1%) | 6,769<br>(12%) | 202<br>(0%) | 2,310<br>(4%) | 1,516<br>(3%) | 11,142<br>(19%) | 6,062<br>(10%) | 9,415<br>(16%) | 59,919<br>(100%) |
| 24年度 | 8,664<br>(13%) | 13,739<br>(21%) | 773<br>(1%) | 6,852<br>(11%) | 221<br>(0%) | 2,653<br>(4%) | 1,598<br>(2%) | 16,003<br>(24%) | 6,244<br>(9%)  | 9,954<br>(15%) | 66,701<br>(100%) |

※ 平成24年度の「その他」の主なものは、「(他の)児童相談所」が4,165件、「福祉事務所、児童委員以外の市町村」が2,890件である。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

## ● 児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

平成24年度は、身体的虐待が35.3%で最も多く、次いで心理的虐待が33.6%となっている。

|        | 身体的虐待          | ネグレクト          | 性的虐待         | 心理的虐待          | 総<br>数         |
|--------|----------------|----------------|--------------|----------------|----------------|
| 平成22年度 | 21,559( 38.2%) | 18,352( 32.5%) | 1,405( 2.5%) | 15,068( 26.7%) | 56,384(100.0%) |
| 平成23年度 | 21,942( 36.6%) | 18,847( 31.5%) | 1,460( 2.4%) | 17,670( 29.5%) | 59,919(100.0%) |
| 平成24年度 | 23,579( 35.3%) | 19,250( 28.9%) | 1,449( 2.2%) | 22,423( 33.6%) | 66,701(100.0%) |

## ● 主たる虐待者の推移(児童相談所)

平成24年度は、実母が57.3%と最も多く、次いで実父が29.0%となっている。

|        | 実<br>父         | 実父以外の父       | 実<br>母         | 実母以外の母     | そ<br>の<br>他  | 総<br>数         |
|--------|----------------|--------------|----------------|------------|--------------|----------------|
| 平成22年度 | 14,140( 25.1%) | 3,627( 6.4%) | 34,060( 60.4%) | 616( 1.1%) | 3,941( 7.0%) | 56,384(100.0%) |
| 平成23年度 | 16,273( 27.2%) | 3,619( 6.0%) | 35,494( 59.2%) | 587( 1.0%) | 3,946( 6.6%) | 59,919(100.0%) |
| 平成24年度 | 19,311( 29.0%) | 4,140( 6.2%) | 38,224( 57.3%) | 548( 0.8%) | 4,478( 6.7%) | 66,701(100.0%) |

## ● 虐待を受けた子どもの年齢構成の推移(児童相談所)

平成24年度は、小学生が35.2%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が24.7%、0歳から3歳未満が18.8%である。

なお、小学校入学前の子どもの合計は、43.5%となっており、高い割合を占めている。

|        | 0歳～3歳未満        | 3歳～学齢前児童       | 小<br>学<br>生    | 中<br>学<br>生   | 高<br>校<br>生・その他 | 総<br>数         |
|--------|----------------|----------------|----------------|---------------|-----------------|----------------|
| 平成22年度 | 11,033( 19.6%) | 13,650( 24.2%) | 20,584( 36.5%) | 7,474( 13.3%) | 3,643( 6.5%)    | 56,384(100.0%) |
| 平成23年度 | 11,523( 19.2%) | 14,377( 24.0%) | 21,694( 36.2%) | 8,158( 13.6%) | 4,167( 7.0%)    | 59,919(100.0%) |
| 平成24年度 | 12,503( 18.8%) | 16,505( 24.7%) | 23,488( 35.2%) | 9,404( 14.1%) | 4,801( 7.2%)    | 66,701(100.0%) |

## 2 児童虐待による死亡事例等の検証結果

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会における児童虐待による死亡事例の検証結果のこれまでの報告によると、

- 心中を除く死亡事例のうち0歳児の割合は44.0%。さらに、3歳児以下の割合は76.2%を占めている。
- 加害者の割合は実母が53.7%と最も多い。
- 加害者となった養育者が地域から孤立していた場合が37.6%である。



重篤な事例を防ぐためには、

- ◆ 虐待のリスクについて妊娠期から着目すること
- ◆ 育児に関する知識の不足や育児そのものへの不安を解消するための取組を行うこと
- ◆ 関係機関の効果的な連携による支援を行うこと

などが重要であると考えられる。

### ● 死亡事例数及び人数の推移

|    | 第1次報告                   |    |    | 第2次報告                   |    |    | 第3次報告                   |    |    | 第4次報告                   |    |     | 第5次報告                  |    |     | 第6次報告                  |    |     | 第7次報告                  |    |    | 第8次報告                  |    |    | 第9次報告                  |    |    |
|----|-------------------------|----|----|-------------------------|----|----|-------------------------|----|----|-------------------------|----|-----|------------------------|----|-----|------------------------|----|-----|------------------------|----|----|------------------------|----|----|------------------------|----|----|
|    | (H15.7.1～<br>H15.12.31) |    |    | (H16.1.1～<br>H16.12.31) |    |    | (H17.1.1～<br>H17.12.31) |    |    | (H18.1.1～<br>H18.12.31) |    |     | (H19.1.1～<br>H20.3.31) |    |     | (H20.4.1～<br>H21.3.31) |    |     | (H21.4.1～<br>H22.3.31) |    |    | (H22.4.1～<br>H23.3.31) |    |    | (H23.4.1～<br>H24.3.31) |    |    |
|    | 虐待死                     | 心中 | 計  | 虐待死                     | 心中 | 計  | 虐待死                     | 心中 | 計  | 虐待死                     | 心中 | 計   | 虐待死                    | 心中 | 計   | 虐待死                    | 心中 | 計   | 虐待死                    | 心中 | 計  | 虐待死                    | 心中 | 計  | 虐待死                    | 心中 | 計  |
| 例数 | 24                      | —  | 24 | 48                      | 5  | 53 | 51                      | 19 | 70 | 52                      | 48 | 100 | 73                     | 42 | 115 | 64                     | 43 | 107 | 47                     | 30 | 77 | 45                     | 37 | 82 | 56                     | 29 | 85 |
| 人数 | 25                      | —  | 25 | 50                      | 8  | 58 | 56                      | 30 | 86 | 61                      | 65 | 126 | 78                     | 64 | 142 | 67                     | 61 | 128 | 49                     | 39 | 88 | 51                     | 47 | 98 | 58                     | 41 | 99 |

## Ⅱ 児童虐待対策について(厚生労働省の現行の施策)

### 発生予防

- **子育て支援事業の普及・推進**
  - ・ 乳児家庭全戸訪問事業  
(こんにちは赤ちゃん事業)
  - ・ 養育支援訪問事業  
(養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。)
  - ・ 地域子育て支援拠点事業  
(子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供)
- **虐待防止意識の啓発**
  - ・ ポスター等、広報資料の配付。
  - ・ 児童虐待防止推進月間を設置。  
標語の公募、決定。  
「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催等。
  - ・ オレンジリボンキャンペーンの後援。

### 早期発見・早期対応

- **虐待に関する通告の徹底**
  - ・ 児童相談所全国共通ダイヤルの周知。
- **児童相談所の体制強化**
  - ・ 休日夜間における相談対応体制強化のための人員配置。
  - ・ 医療機関や弁護士等の関係機関の助言や相談を受けて対応。
- **要保護児童対策地域協議会の強化**  
(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)
  - ・ 児童福祉司任用資格取得のための研修受講。
  - ・ 学識経験者(アドバイザー)による研修会開催。
- **研修やノウハウの共有による専門性の強化**
  - ・ 児童相談所・市町村などの虐待対応担当職員の研修。

### 子どもの保護・自立の支援、保護者支援

- **児童相談所長による権限行使**
  - ・ 立入調査、再出頭要求、臨検・捜索  
(平成19年法改正)
  - ・ 親権に係る制度の適正な運用  
(親権停止制度を創設し、保護者が同意しない場合の親権停止による医療ネグレクトへの対応等。)(平成24年法改正)
- **一時保護所の機能の拡充**
  - ・ 一時保護機能強化事業  
(保護された児童の学習支援のための教員OB等の配置等)
- **親子再統合に向けた保護者への支援**
  - ・ 心の問題を抱えた保護者等に対し、精神科医の協力を得てカウンセリングを実施。

### Ⅲ 当面の課題・施策の方向について

- 妊娠期からの切れ目のない支援の実施
- 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化
- 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制強化
- 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施

## <妊娠届出書>

### ■ A自治体の取組

- 妊娠届出書について、省令(母子保健法施行規則)の6項目以外に、妊婦の状況をスクリーニングする13項目を追加した様式に県内市町村で統一。
  - ※ 妊娠届出書の項目(母子保健法施行規則第3条)
    - ・届出年月日 ・氏名・年齢・職業 ・居住地 ・妊娠月数 ・医師又は助産師の診断又は保健指導を受けたときは、その氏名
    - ・性病及び結核に関する健康診断の有無
  - ※ 省令で定められた項目以外に、A自治体の妊娠届出書で記入を求めている主な項目
    - ・過去の出産の経験 ・不妊治療の有無 ・妊娠発覚時の気持ち ・支援してくれる人の存在の有無 ・悩み・困りごと等の有無
    - ・うつ症状の有無 ・治療中の疾病等の有無 など。
- 妊娠届出書の追加項目の記入については、妊婦が医療機関を受診した際にその場で記入し(医療機関が記入を促す)、受診後に本人が市町村へ提出する。この際、医療機関において、妊婦の生活状況(リスク)を把握することが可能となるため、支援が必要な場合には、本人の同意を得た上で市町村へ情報提供が行われる。
- 市町村は、妊婦本人から提出された妊娠届出書で把握した妊婦の状況等に応じて、訪問支援、電話相談、来所相談等の継続的な支援や、要保護児童対策地域協議会における関係機関の情報共有等必要な支援を実施。

## <乳児家庭全戸訪問事業>

### 妊娠期からの継続的な支援の取組事例

### ■ B自治体の取組

- 母子健康手帳交付時のアンケートから、リスクが高い妊婦を把握する。把握した妊婦に対し、妊娠期に家庭訪問することにより、産後の関わりを円滑にする。

### ■ C自治体の取組

- 母子健康手帳交付時の面接での情報や医療機関との連携体制による特定妊婦(※)や未熟児、若しくは、疾病をもつ新生児の情報提供に基づき、出産後早期からの家庭訪問を実施している。特に、特定妊婦に対しては、妊娠期から継続的に支援を行い、出産後の訪問事業をはじめとした支援についても説明している。

※ 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(児童福祉法第6条の3第5項)  
例えば、若年、未婚、多胎、様々な合併疾患をもつ妊婦、若しくは、メンタルヘルス支援を必要とする状態にある妊婦。

## <特定妊婦の早期把握・支援と生後4か月までの子育て家庭の養育状況把握・支援>

### ■ D自治体の取組

- 妊娠届出書の提出時に看護職による全数面接を行うことにより要支援家庭を把握し、妊娠期からの必要な支援に結びつける。
- 乳児家庭全戸訪問事業を実施(民生・児童委員等の地域人材を登用し、訪問を実施しているのが特徴。)

## <児童虐待及び不適切養育の共有ランク表> 関係機関の連携

### ■ E自治体の取組

- 区役所と児童相談所において、児童虐待及び不適切養育の内容や世帯の状態、緊急度を表す「共有ランク表」を作成し、認識の共有を図ることにより連携の強化を図っている。
- 具体的には、虐待の種別(身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待)ごとに、6つの緊急度等を示したランクに区分し、それぞれの具体的な状態を示し、主担当機関(区役所or児童相談所)を決める際の目安としている。

## <緊急対応>

- 平成19年1月の児童相談所運営指針の見直しにより、児童相談所に虐待通告がなされた際の安全確認を行う時間について、各自治体、所定時間を設定することとし、その時間について「48時間以内とすることが望ましい」としている。

※ 所定時間設定自治体数:69自治体  
(全ての都道府県・指定都市・児童相談所設置市で実施済)

※ 設定時間: 48時間以内 64自治体  
**自治体独自に、24時間以内と設定している自治体 5自治体**

- 48時間以内の安全確認については、緊急を要すると思われる通告については、即時対応することが大原則という前提の上で、緊急性を要しないと思われる通告に対しても、確実に48時間以内に安全確認がなされるという意味において、意義がある。



# IV 「居住実態が把握できない児童」に関する調査について

## 調査概要

### ○ 調査対象児童について

平成26年5月1日時点で当該自治体に住民票があるが、調査時点で乳幼児健康診査等の保健や福祉サービスに関する電話や家庭訪問等による連絡が取れないため、市町村が居住実態の確認が必要と判断した家庭の児童。

### ○ 調査実施の経緯等について

- ・ 居住実態が把握できない児童数及び所在把握のための市町村の取組状況等について、本年4月に調査を実施。
- ・ 同年5月1日時点での居住実態が把握できない児童についても、その後の市町村の調査の状況等について把握するため、8月1日時点の居住実態が把握できない児童数の調査を再度実施したところ。